

## 令和6年建設市民委員会会議録

1. 招集年月日 令和6年6月20日
2. 招集の場所 可児市役所5階第1委員会室
3. 開 会 令和6年6月20日 午前9時00分 委員長宣告

### 4. 審査事項

#### 1. 付託案件

議案第48号 可児市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第49号 可児市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第51号 財産の取得について

#### 2. 事前質疑

(1) リニア中央新幹線建設工事について

(2) リニア工事と各種問題についてのJR東海の態度について

(3) 市道の管理、補修対応について

#### 3. 協議事項

(1) 次期委員会への引継ぎ事項(案)について

(2) 議会報告会について

(3) 運動公園視察について

### 5. 出席委員 (8名)

委員長	伊藤 壽	副委員長	奥村 新五
委員	伊藤 健二	委員	川上 文浩
委員	野呂 和久	委員	酒井 正司
委員	高木 将延	委員	前川 一平

### 6. 欠席委員 なし

### 7. 説明のため出席した者の職氏名

建設部長	只腰 篤樹	水道部長	中井 克裕
都市計画課長	柴山 正晴	施設住宅課長	早川 岳宏
土木課長	松本 幸太郎		

### 8. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	鈴木 賢司	議会総務課長	佐藤 一洋
--------	-------	--------	-------

議 会 事 務 局 記  
書

今 枝 明 日 香

議 会 事 務 局 記  
書

杉 山 尚 示

○委員長（伊藤 壽君） それでは定刻となりましたので、ただいまから建設市民委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

発言される方は委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てからマイクのスイッチを押して発言をお願いいたします。

すみません、本日傍聴の方がお見えですので、よろしくをお願いいたします。

初めに、議案第48号 可児市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○施設住宅課長（早川岳宏君） よろしく申し上げます。

議案第48号 可児市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

まず資料番号1、議案書の48ページから53ページの議案第48号、資料番号4の提出議案説明書の5ページの議案第48号部分を御覧ください。

この条例は、議員提案による制定という経緯から、改正については令和6年2月21日、議会全員協議会にて澤野議員から議員各位に説明され、3月22日の議会運営委員会で執行部から改正案を出すこととなったことから、今回上程させていただくものです。

では、提出議案説明書に沿って説明します。

まず初めに、改正の趣旨及び概要でございますが、適正に管理されていない空き家に対する措置については、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「特別措置法」と言う）と可児市空き家等の適正管理に関する条例（以下「条例」と言う）に規定されています。

令和5年12月に特別措置法改正にて、周囲に悪影響を及ぼす適切な管理や所有者の責務強化などが行われました。その中で、適正に管理されていない空き家を特別措置法では特定空家と、条例では管理不全な状態と規定していますが、空き家に対する措置を強化するよう規定が改められ、放置すれば特定空家等になるおそれのある空き家を管理不全空家等として特別措置法で規定されたことにより、条例上の空き家の程度を表す規定の整理が必要となりました。

また、条例と特別措置法では内容が重なる部分が多く、用語の差異があるため、今回改めます。

次に、改正内容ですが、全体として条例において使用する用語を特別措置法において使用する用語に合わせます。送り仮名のある「空き家等」を送り仮名のない「空家等」に、「適正な」を「適切な」に改めます。

第2条、旧第6条から第11条、旧第13条から第15条、旧第18条ですが、特別措置法で規定された定義及び措置と重複する規定等を削ります。

次に、議案書49ページの第3条から4条ですが、所有者の責務については法に規定があり

ますが、あえて残して市の責務とともに明確にするとともに、特別措置法の例によるように改めます。

第5条は、適切な管理がされていない状態の空き家等がある場合に、市民等が空き家の情報を提供できる旨の規定について、情報提供を努力義務とする規定に改めて市民の役割として位置づけ、第3条から4条と併せて市、所有者、市民にて空き家対策に取り組んでいくことを明確にしています。

議案書51ページの新第6条、緊急安全措置において措置を講じるための要件及び費用徴収に係る規定を改めています。

議案書53ページ、新第7条から8条は、空き家等対策協議会及び空き家等審議会の名称を送り仮名のない「空家」に改めます。

最後に、この条例の施行の日は、公布の日からとしております。

以上で条例改正の説明を終わります。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

それでは、これより議案第48号に対する質疑を行います。

質疑のある方、お願いします。

○委員（酒井正司君） じゃあ質問させていただきます。

まず、この特別措置法ができた背景、国土交通省は、過去20年で空き家が1.9倍になったということに基づいて、特にこの3条、4条、この辺がポイントかと思うんですが、ここに反映されていると思うんですが、この先、市がいろんな行政指導する場合に、やはり国は1.9倍だということですが、市の現状はどの程度か教えていただけませんか。できれば市全体と、特に広い帷子地区といいますか、西可児地区といいますか、その辺、もし分かれば併せてお願いしたいと思います。

○施設住宅課長（早川岳宏君） お答えします。

国土交通省が出している空き家戸数が20年で1.9倍に増加したという数字なんですけど、この数字は総務省が5年ごとに行っている住宅・土地統計調査というものがあまして、その結果の中で、空き家の中で賃貸売却用の別荘などたまに寝泊まりする住宅を除いた空き家戸数が平成10年から平成30年の20年間で1.92倍になっているという結果が出ております。

可児市の状況といたしましては、20年前の平成10年と15年前の平成15年においては、そこまで細かい市町村のデータがないので、平成20年から平成30年の10年間の数字になりますが、この10年間で全国では1.30倍、可児市では1.27倍となっており、全国データと同じような増え方となっています。

また、この住宅・土地統計調査に関しましては5年ごとに行っておりまして、最新で令和5年度に行っておりまして、今年度調査結果が公表されることになっております。

続きまして、帷子地区についてですが、住宅・土地統計調査ではそこまで細かいエリア分けはしなくて、この数字は可児市のほうで平成27年から毎年空家等実態調査というものをやっております。数字はその調査結果のものになりますが、平成27年から令和5年までの

8年間で、可児市全体では空き家は1.38倍の増加となっております、帷子地区に関しましては1.35倍増加しております。以上でございます。

○委員（酒井正司君） ありがとうございます。

あまり国と大差ないということで、それを前提にしてですが、まずは目玉の3条ですね、行政機関に権限強化と、併せてそれに基づく所有者の責務が強化されるということになると思うんですが、具体的に市の行動といいますか、展開はどんなふうになる予想でしょうか。

○施設住宅課長（早川岳宏君） お答えします。

まず先ほど説明の中にありました、今までは空き家と、著しく老朽化している特定空家、2種類しかなかったのですが、その間に管理不全空家というものが制定されましたので、特定空家になる前に早めに所有者のほうに指導、勧告ができる状況になっていると考えております。

あとは、所有者に関しましても、国、自治体の施策に協力する努力義務が課せられましたので、そこら辺についてもより対応できるシステムになっているかと考えております。以上でございます。

○委員（酒井正司君） ありがとうございます。

特定空家になる前の管理不全ということですが。

じゃあ、まず現在お持ちの所有者のリストで、その中でまた今度のこれに対していろんな仕分作業とか、そういう作業が出てくると思うんですが、具体的に行動を起こされる、この特別措置法に基づいて効果が現れるような行動、具体的に何かありましたら教えてください。

○施設住宅課長（早川岳宏君） お答えします。

今現在、空家等対策計画というものがございまして、今、第2期の最終年度になっておりまして、来年度から第3期の空家等対策計画に更新するための今作業をしておるところですが、特定空家と、あと管理不全空家に関する、今は国土交通省が出しているガイドラインの基準に基づいてやっているんですが、その計画を立てる中で、空家等対策協議会の中でより具体的な管理不全空家になるポイントとか見方、そこら辺を決めていきたいと考えておりますので、そこで仕分ができるようになっていると考えております。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） それでは、ほかに質疑のある方はございませんか。

○委員（川上文浩君） ではお願いします。

特別措置法ができたんで条例が云々というところがちょっと気を遣ってもらった部分があるのでとは思いますが、これは罰金が科される可能性も出てきますよというようなこともあって、そこで指導、勧告を受けてもなかなか改善されない場合は、行政による行政代執行まで行く可能性もあるんですね。そういった場合というのは、やはり期間的にいうと、どれぐらいを経て、これはもう行政代執行ですというようなのを想定されているのか、なかなかちょっとどの辺まで行くと行政代執行として行政側が強制的にそれをやれるのかどうかというのが少し分からないので、ちょっとそこだけ教えてもらえるかなと思うんです。

○施設住宅課長（早川岳宏君） どのくらいかかる、期間というのはなかなかお答えするのが

難しいところなんです、まずは市の部署で、関係するのが施設住宅課と建築指導課、あと防災安全課、環境課、そこの部署でまず話し合ってから方針を決めて、その方針を空き家対策審議会というものにかけて、特定空家に対する措置とかを決めてまいりますので、それは随時状況を見て考えていきたいと思っております。

○委員（川上文浩君） 市民側からすると、この条例の中でもっと分かりやすくすると、例えば指導何回で勧告になって、勧告何回で命令が出て、その命令にどれだけ従わなかったら、もう行政代執行ですよみたいなことがあると、我々も非常に説明しやすいところがあるんだけど、そういうのがなきゃいいんだけど、例えばイエローカード、レッドカードって分かりやすいじゃないですか。その辺はどうなんですかね。何かあるんですか。

○施設住宅課長（早川岳宏君） 今のところはそういった制度はないです。

○委員（川上文浩君） はい、分かりました。

あと、例えば特定空家に指定されているような物件って今ありますか、市内で。

○施設住宅課長（早川岳宏君） 今1件ございます。

○委員（川上文浩君） 1件、なるほど。分かりました。ありがとうございます。

となると、その特定空家については指導、勧告、命令がずっと出ていて、だけどそこに至る可能性も、行政代執行に至る可能性も否定できないということですか。

○施設住宅課長（早川岳宏君） 今1件の特定空家に関しましては指導まで行っておりまして、川上委員のおっしゃるとおり、今後、勧告、命令、行政代執行という可能性もあります。

○委員（川上文浩君） 今のところ、ごめんなさいね、突っ込み過ぎて申し訳ないと思うんだけど、それってそういった場合って公表されるんですか。

○施設住宅課長（早川岳宏君） それは法で、公告ですね、告示してからやるようにということになっておりますので、公表されます。

○委員（川上文浩君） はい、結構です。

○委員長（伊藤 壽君） ほかにございませんか。

○委員（伊藤健二君） すみません、ちょっと用語の単純な質問なんです、緊急安全措置、旧条例の第12条の中に所有者等が覚知できないときはという、この覚知という言葉についてですが、まず旧条例は覚知があって、新条例の当該する第6条のところでは、1のところには覚知が入っていないんです。2のところ、今度は市長はということで、また連絡先を覚知、所有者等を覚知と、連絡先を覚知することができない場合は、告知、公告という言い方で、法律的にいうとどの辺が、重みが違うというのか、どの辺の意味合いがあるんでしょうか、ちょっと教えてください。

○施設住宅課長（早川岳宏君） 旧第12条に関しましては、所有者からは解消することはできない。あとは所有者がどなたか知ることができない状態、分からないという状態ですね。お亡くなりになって相続人が分からないとか、そういった状況もありますので、そういった所有者の申出、もしくはできない場合に緊急安全措置を行うというものを、新第6条ではそれをなくしまして、もう緊急であれば市の判断でできるよというふうにしておるところです。

それで、その措置をした場合はこういうことをやりましたということを公告するという  
こととしております。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに質疑のある方はございませんか。

○委員（野呂和久君） まず要望というか定義といいますか、特定空家等と管理不全空家等  
というのが法律で明記をされていて、これまでの条例では管理不全な状態というふうで定義さ  
れているんですけども、位置づけといいますか、空き家の今の状態としては、特定空家で  
すともうかなり厳しい状態なのでもうということに分かるんですけども、管理不全空家等  
と管理不全な状態との位置づけとしてはどんなようなイメージになるのでしょうか。

○施設住宅課長（早川岳宏君） 改正前の第2条の管理不全な状態が、改正前の特別措置法の  
特定空家等に該当するというふうになっております。それで、改正によって特定空家等にな  
る前の段階の管理不全空家等という規定ができましたので、名称が条例で定めている管理不  
全な状態が、今までは特定空家だったんですが、管理不全空家等という非常に語句が似たも  
のが、法では特定空家になる前の状態と規定されましたので、今回管理不全な状態を法に合  
わせるということとしております。

○委員（野呂和久君） 管理不全な状態の段階でいかに対応できるかということの条例の内容  
だったかなと。それで、第5条では情報提供として何人もということで、どなたでも見てこ  
れはということで、情報提供を市のほうにしていただける体制をとということです、かな  
り緊急性が高いというような印象が管理不全な状態というようなイメージがなかったんです  
が、先ほどのお話ですと、特定空家に準ずる状態だというようなことだったので理解しまし  
た。

あと、今、市民等の役割という内容で、前の旧は何人もということで、誰が情報提供して  
もいいですよ、それは市民に限らずというということです。例えば両親が可児市に住んでみ  
えて、実家に親を心配なので見に来たとか、そうした場合ですと可児市民ではないと思うん  
ですけれども、その場合ですと、情報提供して、うちの親の家がこんなふうだよ、隣が空き  
家でこんな状態なんだけどということで情報提供した場合でも、対応は今回はしてもらえ  
るという考え方でよろしいでしょうか。

○施設住宅課長（早川岳宏君） 野呂委員のおっしゃるとおり、市外の方でもどんな状況でも、  
ささいな情報でも受付して対応するようにしております。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

それでは、ほかに質疑のある方はございませんか。

○委員（野呂和久君） 法律では、今後いかに空き家を活用していくかというところの部分  
が法律の中に盛り込まれているんです。こうしたこれまでの空き家の管理の部分での条例なん  
ですけど、さらに進めて活用というところでの、今回は管理ということで、限定された内容  
の条文でそのままの状態なんですけど、今後その活用というところの部分ということも、今  
後条例の中に盛り込んでいくことも想定はされるんですが、そこはまだ考えていないとい  
うようなことでしょうか。

○施設住宅課長（早川岳宏君） 今後の管理につきましては、条例のほうで上げるのではなくて、先ほどちらっとお話はさせていただいたんですが、可児市空き家等対策計画というものがございます、今、第2期が今年度までで、来年度からの第3期空き家等対策計画に向けて今現在更新の作業をしているところですが、利活用とか今後の管理についてはその中で上げていく予定にしております。

○委員（野呂和久君） 条例の中には盛り込まないで計画の中で進めていくという考え、分かりました。

あと、法律のところで管理の確保というところで、所有者の把握というのが多分一つの、今回、空き家については課題かなと思うんですけど、円滑化ということで、市町村から電力会社等に情報提供を要請ができるというような文言が法律の中に盛り込まれてはいると思うんですけど、これについては条例の中では、旧18条のところですか、関係機関等との連携というところで、管理不全な状態の空き家に関する情報を提供しとありますが、今回そうした内容が条例文の中には盛り込まれていないというふうに思うんですけど、これは法律で対応していくというようなことでしょうか。

○施設住宅課長（早川岳宏君） 野呂委員のおっしゃるとおり、そういった情報提供に関しては法の中でやっていく予定にしております。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに質疑のある方ございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、討論はないということで討論を終了いたします。

これより議案第48号 可児市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第48号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第49号 可児市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○都市計画課長（柴山正晴君） よろしく願いいたします。

議案第49号、可児市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正について御説明いたします。

資料番号1、議案書54ページ、資料番号4、提出議案説明書5ページを御覧ください。

これまでの委員会でも御報告させていただいておりますが、可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業により工業地域内に定めた地区計画に伴い、地区整備計画区域内の建築物の用途制限について規定しておりますので、条例の一部を改正させていただくものです。

改正内容は、第3条に、可児御嵩インターチェンジ工業団地地区整備計画区域を追加、また、第4条関係の別表1の区域の名称、建築してはならない建築物の欄を追加しております。

説明は以上となります。

○委員長（伊藤 壽君） 質疑のある方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

1ついいですか。

これ備考のところにあります、この柿田の流通工業団地と可児御嵩インターチェンジ工業団地の建築基準法に係る法律が、都市計画法と法律が違いますよね。表の下の可児御嵩インターチェンジ工業団地のところは都市緑地法等の一部を改正する法律によると書いてありますが、これは何か理由をお願いします。

○都市計画課長（柴山正晴君） 今回の可児御嵩インターチェンジの条例改正につきましては、都市緑地法の一部が改正されたことによって建築基準法が条ずれを起こしておりますので、それによるものです。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑もないようですので、これで質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論もないようですので、討論は終了いたします。

それでは、これより議案第49号 可児市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第49号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第51号 財産の取得についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○土木課長（松本幸太郎君） 議案第51号 財産の取得についてでございます。

資料番号1、議案書の57ページ、資料番号4、提出議案説明書の6ページとなります。

本件は移動式排水ポンプを購入するもので、可児市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定される2,000万円以上の動産の買入りに該当します。入札及び仮契約の締結までは完了しておりますので、今回上程させていただきました。

入札は、令和6年5月16日に指名競争入札で行われ、税込み予定価格4,565万円に対し、落札率98.6%、4,499万円で落札されました。

相手方は、岐阜市金園町3丁目25番地、株式会社ウスイ消防、代表取締役 白井潔様でございます。

5月22日に仮契約を締結しており、議決をいただいた場合、議決日をもって本契約として成立することになっております。

納入期限は、令和6年7月12日としています。

説明は以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） それでは、この件に関しまして質疑のある方はお願いいたします。

○委員（酒井正司君） この用途といいますか、想定する災害といいますか、その辺が内水氾濫なのか、あるいは木曽川なのかとかいう。それから能力ですね、仕様といいますか、当然これだけの大きなものなので自走式だと思うんですが、その辺のスペックとかちょっと教えてください。

○土木課長（松本幸太郎君） まず使用する場所についてですが、木曽川の土田地区の土田樋管というところがございまして、こちらのほうが木曽川の水位が上昇した場合に、内水のほうが樋管を占める関係で内水を吐くことができないので、そこでポンプを設置して強制的に木曽川のほうに水を出すというようなところに使うことを一番に想定しております。

続きまして、能力ですが、能力自体は、ポンプの能力は毎分15立方メートル、15立米の排水能力がありまして、現在可児市のほうで持っております200ミリの排水ポンプをほかに4台ほど持ってくるんですが、その能力の3台分強ぐらいの能力を持っております。以上でございます。

○委員（酒井正司君） ちょっと初歩的な質問で申し訳ない。

こういうのって、国の補助とかそういうのはないんですか。交付金は。

○土木課長（松本幸太郎君） 今回の補助はございませんが、国のほうの緊急自然災害防止対策事業債というものを活用しておりますので、交付充当率100%、交付税措置が70%の起債を利用しております。

あと先ほど、ポンプのほうの自走式かというお話で、申し訳ございません、これは大きさが、長さ2.4メートル、幅1メートル、高さ1.4メートルの箱形状のものでございまして、これはトラックとかダンプとかそういうものに積み込んで、その中に、エンジン、油圧のポンプ、水中ポンプが全部セットになっておりまして、現地のほうでそれを展開して作業するような形のものになっております。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） ほかによろしいですか。

[挙手する者なし]

すみません、1ついいですか。

このポンプの導入によって、今までの災害の例からして、これで十分ということになりますかね。

○土木課長（松本幸太郎君） 十分という判断もなかなか難しいところでございますが、ここ、私が知る限り、木曾川の水位上昇に伴った場合に、このポンプを設置することによって、内水の氾濫は適正に配置できれば防げると考えております。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

ほかに質疑はございませんか。

○委員（伊藤健二君） ちょっと見た目のイメージで申し訳ないけど、7・15の水害のときに、土田の市道50号が水没したときに、国土交通省から持ってきた排水ポンプ、相当大きかったけれども、トラックの上に載っけてやっていたんだけど、あれと同規模なんですか、性能的にいうと。

○土木課長（松本幸太郎君） すみません、国土交通省さんのポンプの詳細な能力がちょっと把握できておりませんので、申し訳ございませんが、かなりポンプ1台当たりには同等かそれ以上の能力があると思っております。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに質疑のある方はございませんか。

○副委員長（奥村新五君） 災害のときに使うので、通常は防災倉庫にストックということですが、たまにしか使わないこの期間にメンテナンスというのはどんなふうに考えてみえますか。

○土木課長（松本幸太郎君） ほかのポンプ類ですとか、以前買ったジェネレーター、発電機等もございますので、定期的に稼働のほうの点検はさせていただく予定にはしております。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに質疑がある方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは質疑もないようですので、これで質疑を終了といたします。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

討論もないようですので、これで討論は終了といたします。

これより議案第51号 財産の取得についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第51号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りします。本日審査いたしました案件に関する委員長報告の作成につきましては、委員長、副委員長に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

議事の都合により暫時休憩といたします。

休憩 午前9時36分

---

再開 午前9時39分

○委員長（伊藤 壽君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、協議題2. 事前質疑、1のリニア中央新幹線建設工事についてを議題といたします。この件に関して、執行部の説明を求めます。

〔発言する者あり〕

では、伊藤健二委員、お願いいたします。

○委員（伊藤健二君） 事前質疑を出させていただきました。よろしく申し上げます。

質疑標題の1は、リニア中央新幹線建設工事についてということです。

これは定例委員会ごとに、その都度、進展状況等をお尋ねしている趣旨で、一応事前質疑という形で出させていただきました。

要旨の1点目は、トンネル掘りの現状について。特にトンネルを掘れば間違いなく美濃帯地層による重金属等を含む要対策土が掘削、掘り出されるということが言われておりますので、そうした結果、どの程度の容量を既にため置きしてあるのか等についてお尋ねをします。いわゆる大森工区のトンネル排出口から出てきた分についてであります。

○都市計画課長（柴山正晴君） お答えします。

第一中京圏トンネルの大森工区につきましては、全長が約4.9メートルあります。隣接する工区との工区境から約1キロぐらいまで現在掘削が進んでおります。具体的な場所を申し上げますと重要地方道多治見白川線の西側にあります長洞ため池の堤体付近のところまでは進んでおる状態であります。

美濃帯につきましては、大森新田交差点の付近を大体想定しております。美濃帯の区間につきましてはおよそ500メートルの区間、美濃帯の掘削土量としましては約8万立米というふうにJR東海のほうからはお聞きしております。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

○委員（伊藤健二君） 今掘り出して仮置きしてある量はどのぐらいになるのでしょうか。

○都市計画課長（柴山正晴君） 現在、発生土量としましては約21万立米、そのうち要対策土は約2,000立米です。この数字は昨年度以降、変化はございません。工事用の遮水ピットのほうに約500立米、大森の仮置場のほうに約1,500立米保管されております。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに質疑のある方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑もないようですので、次の案件に移ります。

2つ目、リニア工事と各種問題についてのJ R 東海の態度についてでございます。

質疑を提出されました伊藤健二委員、お願いします。

○委員（伊藤健二君） 質疑の標題2のほうです。

リニア工事と各種問題についてのJ R 東海の態度についてお尋ねをいたします。

御嵩町では、要対策土の御嵩町内の残留を公式には認められないという立場で審議会等が表明をし、これを受けて御嵩町長も基本的には町外へ持ち出すように要望しているという態度表明が行われているところであります。

こうした俗にいう汚染残土、要対策土を長期間当該する自分の行政区内に留め置くということについては容認できないという態度は、以前、多治見市の前市長も同様でありました。可児市の仮設残土置場については、2025年10月までに原状回復をして可児市（大森財産区）に返却をするということが今現行の契約であります。

何度も確認をしてきたことではありますが、可児市の仮設置場に関する考え方は変わらないのでしょうか。可児市自身は契約どおり返してもらおうというふうだと聞いてきましたが、変わらず同じであるかということを確認したいのが1点。

それに対して、今度はJ R 東海側が、いわゆる要対策土の最終処分場としての御嵩町の町有林等の残土処理場を建設するという方針で来たものが、要対策土については町内留め置きはできませんよということに新たに情勢が変わってきたという中で、そうなれば他で処分をしてもらう以外にないであろうということは、当然事の帰結としては想定され得るわけであり、しかし、そのことについては、今のところJ R 東海は何も態度表明をしていないということでもありますので、そのことについてどう考えているのかという点であります。

あと、リニア工事に伴って、ここにはちょっと書きそびれたんですが、お隣の瑞浪市で水位が下がる問題が発生しました。この点については、岐阜県、その他関係町村のところからも態度表明等が出ておまして、またJ R 東海も今工事を一旦中止したという状況があります。

それと関連するわけではありますが、可児市内でこうしたいわゆる地下の水みちが何らかの影響を受けて水位が低下したり、川のあるいはため池の関係で水位が下がっていくような水の状況に影響を受けるような事態は起きていないのか。また、起きる想定はあるのかどうか、その辺について併せて御説明いただきたいということです。お願いします。

○都市計画課長（柴山正晴君） お答えします。

令和2年10月21日に締結した土地の使用に係る賃貸借契約書第6条によりますと、令和7年10月31日までに設置した工作物を全て撤去し、植林して返還するということが記載されております。

ただ、しかし現在、期間延長などJ R 東海から正式な申入れはない状況でございます。大森財産区とも協議が必要でありますので、早期に協議していただくようJ R 東海には要請しております。

それから、瑞浪市で起こりました水位低下に関しまして、J R 東海からは現在のところ井戸水の低下、隣接するため池の水位低下などの異常はないというふうに報告を受けております。それに関しまして、市民の方からの問合せや連絡も今のところございません。

当然、可児市におきましてもそういった事象が生じるということは想定されておりますので、もしそういった異常が確認された場合は岐阜県、あとリニア沿線の市町、J R 東海と情報を共有しながら対応することとしております。特に水の問題だけでなく、ほかの環境に影響するものについても同様に行っていく予定でおります。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに質疑のある方はございませんか。

○委員（高木将延君） 今回の瑞浪市の件に関連するんですけど、多分発見されてから報告までかなり時間がかかったというようなことを聞いていますけど、それを受けて、もし可児市で発生した場合、迅速に対応できる体制はあるのかというのを教えてください。

○都市計画課長（柴山正晴君） 瑞浪市の状況を踏まえまして、岐阜県のほうからも沿線市町に対して、またJ R 東海に対してもそういった事象が生じたら直ちに報告するという連絡体制を取るように県のほうからも指示を受けておりますので、今後はそのような遅延が起こらないような体制はできているというふうに考えております。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに質疑がある方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑もないようですので、この件は終了といたします。

次に、事前質疑、3番の市道の管理、補修対応についてを協議いたします。

それでは、質疑を出された伊藤健二委員、お願いします。

○委員（伊藤健二君） 市道の管理、補修対応についてということで、極めて漠とした話であります。直接のきっかけは、既に皆さんが御存じの市長専決処分の諸報告の中で、道路の損壊等によって市民の所有する車両等が破損を受けたということで、その定められた協議の結果に基づいて賠償をしたという事案が報告されました。

たまたまこれは同じ場所で令和6年2月5日に12件、短期間の間に、短期間というのは1時間二、三十分程度の間には12件の破損事案が発生し、その総額が数十万円に及んだということでもあります。これは通常あまり見かけない事例だったので、これについてちょっと詳しく説明をしていただきたいなという問題意識が起きました。

そこで、まず最初に市にお聞きしたいと思いますのは、市道が何らかの事情で災害が起きる場合ももちろんありますが、それ以外でも通常に使用していて道路が壊れたり、破壊されるということはあることなので、そうした場合に、市が管理する市道、管理道路で迅速かつ市民の安全、通行の安全確保を取らなきゃいけないわけで、市道の損壊に対する対応は、一般方針としてはどういうふうにやってみえるのかなと。

発見がされる場合もあれば、市民からの通報で来る場合もあるだろうし、そのほか、こんなことで今事故っちゃったけど、市はこのことを状況知っているのといって、思わぬ時間帯に通報されてくる場合もあるだろうと思うんです。その辺で全般に対してのどういう管理方

針で臨んで対処しているかについて、最初の要旨の1のところ、どういう道路補修の方針、対応の方針を取っておられるのかなというところで、概論で結構ですけど、御説明いただけたらということが1つ。

それから、この案に関わって、いわゆる先ほどちょっと私が先走ってしゃべりましたがけれども、この市長専決処理をした12件、令和6年3月26日は省きまして、この令和6年2月5日、冬の時期のあんまり明るくない時間帯で起きた夕方6時頃から夜の7時15分、半頃までの間に発生したと思われる事案について、こういう経過を経たんだけど、残念ながらタイヤが破裂したり損壊、破壊を受けた状況が発生してしまったということをちょっと分かりやすく御説明願いたいということです。

素人目には、道路を普通に走っておって、タイヤが同じ前輪の左側がみんな共通して破裂しているんで、同じ穴に落ちこちて事故は発生したということは明らかですので、その辺について、担当部局からの御説明をいただけたらと思います。

説明要求は以上です。

○土木課長（松本幸太郎君） まず緊急時の対応について御説明いたします。

市民などから道路の破損等に関する情報が入った場合は必要と思われる資機材を持って現地の確認のほうに職員が向かいます。破損が舗装の場合、今回のように職員により常温のアスファルト鋼材というものがございまして、それで補修を行います。そのほか、道路の附属の構造物だった場合とかですと職員のほうでは補修はなかなかできませんので、三角コーンやバリケードなどを用いて現場の安全対策を取って専門業者のほうに修繕を依頼するような状態です。

舗装の本補修とかになりますと、何が違うかという専門業者さんによる加熱されたアスファルト鋼材を用いて補修をすることになります。こちらについては、同じ路線で何度も損傷が起きていたり、損傷の頻度とか交通量などを総合的に判断して実施するかしないかというところを判断しております。

また主要な市道につきましては、職員のパトロール等によって劣化が進んでいる路線をピックアップしまして、ひび割れやわだちの状況を数値化する路面性状調査を行って計画的な舗裝修繕も行っております。

続きまして、令和6年2月5日の当日の状況について御説明させていただきます。

まず午後2時頃、市民の方から道路に穴が開いているというような情報を受けました。職員のほう2名とシルバー人材センターの派遣職員の方が見えますので、その4名で第1の補修を行っております。作業時に雨が非常に強くなる状況でして、穴の中に水がたまった状態での作業でしたが、一応午後3時頃に補修は一度完了しております。別の道路維持の担当の職員が帰宅途中、夕方5時半頃だったと思いますが、補修箇所の市道を通行しておりますけど、そのときに異常は発見できなかったというふうに聞いております。

その後、午後6時50分頃、時間外勤務をしていた職員のところ、事故の第一報が入りました。担当係長にすぐさま連絡して、もう一人時間外勤務をしていた職員がいましたので、2

人で準備をして現地のほうに向かっております。出動の準備をしておるときに、可児警察署とあと国道事務所のほうから事故の続報のお話の連絡をいただいております。可児警察署からの電話では、少なくとも3件の事故が発生しているというような情報をその場で受けております。

午後7時20分頃、現場のほうに到着しまして、すぐに担当の係長のほうも合流しまして、その後さらに近隣に住んでいる職員1人にも応援要請をしまして作業を行いまして、午後8時15分頃に作業が完了しております。2回目の作業時は雨もあまり降っておりませんでしたので、しっかり補修のほうができたということだと思っております。以上です。

○委員（伊藤健二君） 諸般報告書に書いてあった時間帯を追っかけると、8ページになるんですけども、一番早い時間で午後6時頃なんだよね。そこでレッカーか何かを呼んだらしくて、費用は15万円弱、左の前タイヤが破損したということからスタートしているんです。その直後にもう市は対応したということになるわけ。立て続けでこんなふうには6時頃に1件、6時半頃にもう1件、16万円の支払いが発生して、みんな左の前プラス後ろ、だから1つの穴、60センチと80センチぐらいらしいけれども、1つの穴のところへ代わる代わるみんなが順番に落ちていったという話なのか、たまたま当たりのところが本当に悪くて、次から次へとタイヤが破裂したり切れたり、今のタイヤはサイドが切れやすいから決してないわけじゃないし、現実には発生しちゃっているんで、大変現地では苦労されたと思うんだけど、職員も追っかけていって、ここ危ないからちょっとこっちへ回避してくださいというようなコーンを立てたり、バリケードを作ったり、ここは通っちゃ危ないよということで誘導している最中にも発生したということになるわけですか。違うの。その辺がちょっと見えないんだけど。

7時15分、7時20分頃というやつもあるよ。さっき夜7時10分頃に作業を始めて8時頃には補修が終わったという報告だったけど、ちょっと何かどこかずれていない。現場が違うとかということはないのでしょうか。

○土木課長（松本幸太郎君） すみません。時間は正確に測って記録用に取ったわけではないので、私のほうが説明させていただいたのが職員の当時の記憶から遡ったもので、あと実際の報告事項に上がっている時間は、事故に遭われた方の申請による時間になりますので、若干そごがあるかとは思いますが、おおむね市のほうではそういうような、実際は7時20分頃から復旧の作業を2回目の作業しておるといったような状況でございます。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方はお願いします。

○委員（川上文浩君） 今の件で、僕もいずれ委員会でやろうかなと思ったんですが、市道関係の管理、補修については、やっぱりちょっと我々も議員として非常に困る部分が多くて、すぐに対応しなくちゃいけないって、連絡してすぐやってよというんですけど、それをいちごっこのようにやっても、結局また開いて転んでけがしたとか、市には訴えないけどという方も多々少なからず見えるんで、そういったときは、やはり市道、狭隘道路であっても市道

で管理者が市であるのなら、やはり全面補修をかけないと、本当にいちごっこでけが人が出るとか、下手をすると打ちどころが悪ければ重傷を負うみたいなことになるのでそれをやってほしいのと、最近入ってくるのは市道の交差点などの除草について、これ瑕疵が発生するかどうか分からないけど、相当見通しの悪いところがあるんだけど除草をやってくれないみたいなところがあって、のり面はそこまでという部分は多分、可児市としてものり面まで除草管理しようということはないとは思うんだけど、やはり交差点は相当今、草の伸びがすごいので、物すごく見通しが悪いところが物すごくある。私もドライバーだから分かるんだけど、それは管理して除草することなんだけど、その辺のところを管理者がどのような考えでやっているのかなということを教えてもらえるかな。

ただ、自治会要望とおっしゃっても、なかなかすぐに自治会要望を出せるような状況じゃないところもあるので、その辺のところの考え方をちょっと教えてください。

○建設部長（只腰篤樹君） 除草等については、毎年定期的に予算をいただいて発注させていただいておりますので、路線によって年2回とか、頻繁に草によって通行障害が出そうなどころについては、そういう回数でやっております。

ただ、委員がおっしゃるように、今まさに草が繁茂する時期なものですから、極端なことをいうと1週間前にやった草がもう伸びているという、そんな状況のところもよく見受けられるのは、私も承知しております。そういったところについては、道路利用者の方からもよく情報をいただきますので、その都度管理用地課のほうで現場の確認をさせていただきながら、職員で対応するところについては職員で対応させていただいているという状況なんですけれども、可児市全域となりますと700キロの市道に対応するというのは、なかなか難しいこと、これは委員のほうもよく御存じだと思いますけれども、我々のほうとしてもなるべく通行に障害が出ないように日々努力はさせていただいておりますので、またそういった情報があればいつでもお知らせいただいて、現地のほうは確認させていただいて、対応できるものについては対応していきたいというふうには考えております。

○委員（川上文浩君） 大体そういうところって毎年なんで、分かったらそれをチェックして、いろんな除草をやってくれるところがあるじゃないですか、いろんな自治会であったり、民間でやっているところもあるし、シルバー人材センターもあるし、そういうところで定期的にやらないと事故が起こってからだよ。ちょっとどうなのかなという思いはあるし、やはり市道という以上は、例えばやっぱり何でうちの前が舗装されていないんだとかという不満が、やっぱり不公平じゃないかというのも多々出てくるので、市道をどこまできちっと現状、舗装をかけてきちっとやるのかどうかというのを基準がないと、物すごく市民にとっては不公平な話になるし、農業用水があつてとかいろんな事情が出てくるのは分かるんだけど、そういうふうにならないように一定な管理と補修というのをやっぱりしっかりしたほうが、細かい話なんだけど、毎年もう何十件も我々のところにも来るし、そのたびに要望を出したり帰ってお願いしたり何かするというのもどうかなというところもあるので、そういったやっぱり方針をきちっとしてくれるとありがたいなというふうには思います。

できれば、まずはあれはどうだろうなあ、5年ぐらいすれば穴が開いてくるのか、僕はプロじゃないので分かりませんが、一回全面に舗装をやり替えれば何年間は多分もつんじゃないですか。そういうところでもう全然やっていなくて、穴ぼこだらけのやつを埋めていって、歩いてて、おばあちゃんが転んだとか、おじいちゃんが転んだという話になってくるので、そこのところもう少し市道の管理の在り方というものを計画的にやられているかどうか云々が議会からもずっと市道の道路管理、維持の増額とか、すぐやるからみたいなことがあってやっているのも多々あるんだけど、やっぱり抜本的に改革しないといけないところは抜本的にやっていかないと、もうシルバー人材センターの方々が穴が開いておったとあって、それではあっと埋めて、はい、これで終わりといったって、そんなんで1週間もつのか、ある程度交通量によってあるので、それだけお願いしたいなど。

やはり伊藤委員がおっしゃるように、割とそういった、多いのか少ないとはほかの自治体と比べたことがないので分からないけれども、補償の本数とか専決処分を出した部分とかあるんだけど、やっぱりそれってやっぱりちゃんと管理をしっかりやったほうが得なのか、その都度専決でそうやって損害賠償をするのが得なのかという損得じゃなくて、相手がけがをするという可能性があるし、貴重な例えば車だって財産になるわけだから、それに損傷をかけるもとに戻らない場合があるので、そこだけちょっと本当に考えてほしいなというところが。

執行部がづらいのは分かる。我々もづらい部分があるので、できれば経過的に抜本的に予算をつけて、例えば今現状であれだけぶっちゃけて言うと、基金だってあれだけあるわけだから、ここで今度だけ、今回は今年もうやりますと言えば、どんどんそんな基金を使ってもらって財政調整基金を使おうが公共施設整備基金を使おうが、あれだけ持っている財政調整基金83億円、まだありますからね。私、毎月見っていますが、ぜひやっぱりやるのは市民福祉向上のためになると思うし、公平に管理していかないと、よく言われるのは広見はいいわねと、広見の中心市街地はいつもきれいやでみたいなこと言われるんで、それもやっぱりいやいやいやとかって言うけど、多分そういうところもやっぱり感情論が入ってくるんで、もう少し基金使っても、今までなんかもそうだと思うんだけど、もうちょっと歩道もちゃんとしてやらんと不公平だよ、これ。本当に地域によって。

だから、議会はずっとそれを言っているんで、ぜひ我々もそこのところはやはり市民生活に直結するじゃないですか。側溝が歩道だと言われたら「はあ？」という話になっちゃうんで、側溝は歩道じゃないよみたいなのところもあるし、でもそれは事情は分かるけど、落としどころというのをつくるためには、やはりもう少し使うべきところにはお金を使って予算を取って整備しないかんことは整備していったほうがいいんじゃないかなとは思っているので、ぜひ建設部長と土木関係課の御三人おそろいですので、ぜひ前向きに考えていただければというように思います。

○建設部長（只腰篤樹君） 貴重な御意見ありがとうございます。

来年度の予算編成に向けて委員会の熱い思いは語らせていただきたいと思います。ありが

とうございました。

○委員（酒井正司君） 道路維持が出て黙っておったのかという話で、団地に行ったらえらい目に遭うんで、生きて帰れんといかんので一言だけでも申し上げておきますが、御存じのように何丁目やりますというんで、町内全部やるんかと思ったらとんでもない、3年計画とかね。

ただ、予算を見ていると幸いにして近年この道路維持予算が急激に増えたということは、それ以前の市民サービスが停滞しておったということです。要するに予算も後だったと、見れば分かるし、そっだよそっだよと裏で言っていらっしゃると思うんだけど、予算がようやくつき出したよね。これ近年、こんなことあり得ないですよ。こんな市民サービスの低下を急に多分大きなプロジェクトにどんどん優先して回したと。これは誰が見たってまた当然ですが、もう市民も限界に来ていますわ。

というのは、やはり先ほどあったように年取ってきているからごみ出しに行けないというわけですよ、転んじゃうから。そこまで深刻な状況やから可児市って貧乏だよなという人と税金払わんでいいという人と出てきているんで、本当にその辺のガス抜きも含めて計画を立てて、しっかりと市民にもアピールしていただきたいなと思います。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに。

○委員（高木将延君） 今皆さんから言われているので、大分予算のほうも何とかなるんだろうなと思うんですけど、陥没等に関する何センチ以下というになるまでできませんというのを前お答えいただいたということがあるんですけど、最近やっぱり集中豪雨で結構な水量で全体的にへこんでいるのか排水が悪いのかよく分かんないんですけど、水がたまっているような状況があって、車の水跳ねで歩行者に迷惑がかかっているような状況をよく見るんですけど、これは何か直す基準だとか、あとはやっぱり自分たちも走っていて昼間とか、昼間の天気の良い日に走っても全然違和感なく走れるんですけど、雨降った後だとかなり水がたまっていて、ああ、こんなにたまるんだというようなことを確認するときがあるんですけど、そういうところの確認とかはどういうふうに行われているかだけ教えてください。

○土木課長（松本幸太郎君） 水たまりは、やっぱりなかなか職員だけで雨の日に全て回すことは当然不可能ですので、地域の方とか自治会の方のお話を伺って初めてという形で気づくことがかなり多いですね。職員が目の通る段階で通ったときに気がつくことはありますけど、どうしてもやっぱりその穴とか、そっちのほうを重視するので、水たまりについてはどうしても若干市のほうの認識としては下がってしまうのは否めないかなと思っています。

ですので、情報をいただいて状況によって直す、対応策については、一番はやっぱり歩行者があるかないかのところが一番の判断になると、あと近隣の施設でたまっているのをただそこをアスファルトを盛れば別のところで今度たまるというところが往々にしてそういうところはございますので、排水の先を確保することなんですけど、近年よく多いのが昔の土地改良で側溝のない農道とか、ああいうところのどうしても横側の路肩のところが草が繁茂して手入れはしていただいておりますけど、一段高くなっているのでも

ここにたまるんですね。もともとは農地のほうに流れ落ちていくという設計なので、その排水先を確保するというのをすぐ近くに水路とかあれば簡易な排水路とかを設置して水はけをやることはやっておるんですけど、全くないところというのはなかなかちょっと難しいところもあるんで、いろいろまずは歩行者に対する影響、その辺を判断して補修のほうは対応させていただいております。

○委員（高木将延君）　そういうことでいいますと近所の大人の人といえ、雨降ると出てこないんですよ。困っているのはやはり高校生、中学生、通学時間とかいうところなんで、そういう人からも意見を聞けるような体制が取れるといいなと思いましたので、一言言っておきました。

○土木課長（松本幸太郎君）　ありがとうございます。

そのように教育委員会のほうとかにちょっと一度お話しさせていただいて、情報収集したいと思います。

○委員（伊藤健二君）　全体としての感じた点について一言だけ言いたいということがあるので、道路の管理のあそこが壊れやすい、ここがこうだという、もう情報とノウハウは持ってみえると思うんだけど、市制40年で道路を大体20年ぐらい前に、ここはこういう用途でこんな感じで使われて、これぐらいの交通量があるというのはもう大体固まってきていると思うんですね。だけど、地区によっては歩道もないし、隘路もないしという、いろんなこの不備のある部分も多々目につくところはある。

それで、どこからどういうふうに対応しなきゃいけないかという、その管理の基準をやっぱり体系立てて内輪でいいから決めてかかってもらいたいと思うんです。特に工業専用地域の簡単に言うと土田の大王製紙可児工場とカヤバ株式会社の工場の周辺は、重量物の大型トレーラーも16トンまで通っていくんで直しても直しても片っ端から壊れていくという特性があります。今度はそこへいろんな規制の関係かどうかは分かりませんが、これまで走らなかった30トントラックが県道も通っていく、その交差点を曲がっていくわけですよ、ギギギと音を立てながら。そういう最近のさま変わりもあって、そういう状況について、やっぱり道路の傷みが県道のみならず市道まで影響を受けて、本当に市は大変な状態で負担をかけられているなというふうに思います。

だから、それをどうするかというのは、また専門部署で点検してほしいんだけど、点検の期間や幅や点検の中身についても立案してほしいのと、基準を、そういうふうに思います。

僕は最近そういうことがあって、いっぱい情報も提供したけど、そうやって余計見つけようと思っているせいか、新しい小さな穴ぼこはすごい勢いで直してくれている。これは評価せなあかんですわ。皆さんあんまり気にならないかもしれんけど、土田辺りと、それと工業団地辺りの周辺を走ると、それから大森新田の辺りもリニアのダンプカーが結構走り始めているもんだから傷みが激しいところがあるんですよ、時期的に。ここの5年、10年で。

だから、そういうのも含めて判断を立てて計画しながら、金は多分足らんと思うんで、さっきの話じゃないけど、2億円や4億円ぐらいは下ろしてでも道路の整備に計画的に使いま

すということでやらないと、議選監査委員が大丈夫と言っていますが、今のはちょっとあれですが、ぜひ必要な道路予算はつけてほしいと。議会側からも積極的にそれはつけるべきだという意見を出したいと思うので、よろしくお願ひしたいなと思っぺお願ひします。

○委員（川上文浩君） 最後ニ1つ言いたひのは、面積だっぺそんな広ひ面積じやない、可児市は。それで集中的ニ人が住んでひるので、傷みも早ひのかもしれなひけど、本来はやっぱり道路瑕疵、損害賠償というのはゼロ件を目標してほしひんです。ゼロ件というのは無理だとは思ひんだけど、なかなか難しひと思ひ。でも、目指すところはそこで、1年間道路瑕疵に関わる損害賠償はゼロ件でしたとなっぺたときには、おおっぺ、視察がっぱい来るぐらひのことになると思ひし、それぐらひの勢ひで仕方なひだろっぺ何件かはという意識がどこかにあると、やっぱりなかなかなくなっぺいかないのて、ぜひそうひいう思ひで道路瑕疵、損害賠償をゼロ件にするんだというよな管理の仕方とか、補修の仕方とか在り方を考えるべきかなと強ク言っぺただひて、建設部長が財政課からお金を取るしかないですよね、それはね。建設部長の仕事だわな。もうそろそろ始まるので、来年度の予算要求が。期待してひますので、只腰部長、よろしくお願ひします。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方はお願ひします。

〔挙手する者なし〕

それではなひようですので、この件の質疑は以上といたします。

全体通しての質疑よろしいですね。これで終了したいと思ひますが、よろしくお願ひします。

〔挙手する者なし〕

それでは発言もなひようですので、これらの件に関して、事前質疑の件に関しまして、以上で終わりといたします。

ここで休憩といたしたいと思ひます。10時30分まで休憩といたします。

休憩 午前10時16分

---

再開 午前10時30分

○委員長（伊藤 壽君） それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、3つ目の協議事項に入ります。

協議事項の(2)議会報告会についてから先に協議をお願ひしたいと思ひますので、そこから始めます。

先週14日に開催いたしました委員会において、公共交通について引き続き取り上げる方向に決まりました。今まで聴取しました市民の皆様の見意を委員会で取りまとめて、執行部の次期公共交通網形成計画に反映できるように進めてまいりたいと思ひます。

また、資料データを5ページに、今までの議会報告会等でいただいた市民見意のまとめを掲載してあります。

また、参考資料データとして、都市計画課のほうにおきましてホームページに公表していただけるアンケート調査の結果と公共交通網形成計画の中間評価をグループウェアに掲載してあります。

本日は、議会報告会の具体的な日程や内容等なども固めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

初めに、このスケジュール、可児市地域公共交通網形成計画の策定に向けてというスケジュールを建設部都市計画課のほうから提示いただきましたので、まずこの説明、そのほか説明事項がありましたらお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○都市計画課長（柴山正晴君） まず初めにお断りしておきたいのは、こちらのお配りしたスケジュールにつきましては、今年度の下半期で地域公共交通協議会等でお諮りして通常示すものでございますので、今後、その地域公共交通協議会等関係機関との協議が始まっていきますので、変更となる可能性があるということをお承知おきください。

それでは内容でございますが、まずこの表の縦軸のほう、項目につきましては、次期の令和9年度以降の可児市地域公共交通網形成計画のスケジュール、それからその下は可児市が行っております公共交通のさつきバス、電話で予約バス、Kバス、それからその他の欄につきましては、市民への乗り方講座等のPR活動の予定を入れております。

一番上の次期計画につきましては、先ほどお話ししたとおり、今後の計画の方向性の検討を下半期から始めまして、令和7年度につきましては、その目標設定の仕方と、それから下半期につきましては地域公共交通協議会、それから令和8年度は、計画の内容に関する市民の方の意見聴取、令和8年度に地域公共交通協議会にお諮りして計画を確定するという流れになります。

次のさつきバスにつきましては、皆様から昨年度行いました中間評価のアンケート調査を基にダイヤ改正、ルートの変更等の協議を開始いたします。

令和7年度には実際にどのようなダイヤ改正、ルート変更にするのかの関係機関との協議を進めてまいりまして、令和8年度の上半期にはその案を策定しましてお諮りするということとなります。令和8年度の下半期でその案の確定を行い、令和9年度から開始するという流れでございます。

電話で予約バスにつきましては、高齢者の方等の周知がまだ知らないという方も結構ございますので、そういった方への周知の仕方の検討とか、御要望いただきました停留所の増加、追加等の御要望がありますので、そういったことについて対応してまいります。

下のKバスにつきましては、委員の皆様からも御指摘がありますように、1人当たりの経費がかなり多くなってきておりますので、今後の在り方について、廃止した後の代替えについても検討を進めて、次期計画にはのせていこうというふうを考えております。

一番下のその他につきましては、当然現在も行ってありますが乗り方講座、高齢者サロン等で行っておりますし、御要望があれば出向いて乗り方の講習会をしておりますので、そういったものを進めてまいりますのと同時に、高齢者の方の移動支援につきましては、引き続

き福祉部局と連携を取りながら対策を立てていくということになります。

説明としては以上です。

○委員長（伊藤 壽君） この件に関しまして、質疑がありましたらお願いします。

○委員（川上文浩君） この計画で令和9年度に代替えした後にスタートするという事なんですけど、例えばダイヤ改正の規模という事とあれなんだけど、大幅に全て見直していくのか、このさつきバス、電話で予約バス、Kバスとかいろんなものを考えて、どの程度のダイヤ改正とか、ルート改正になる予定なんですかね。

○都市計画課長（柴山正晴君） 特にさつきバスにつきましては、ルートによって乗降客数というもののばらつきも結構ありますし、時間帯とかそういうものによっても変わってきておりますので、今すぐその規模ということにつきまして明確なお答えができませんけど、その辺も基本的には協議会のほうに諮って皆さんの意見をお聞きしながら進めていく予定にしておりますので、どの規模になるかというのは今後の課題になるかなというふうに思っております。

○委員（川上文浩君） この委員会でもずっとこれをやっていて、これ何か結論づけられないよねということがあるので、我々としてもこれから調査をしていきながら意見を出していきたいと思うんです。こういった我々の議会の意見というのは、協議会の中でもしんしゃくされるというか、そういったことを参考にしてやってくれというような話にはなるのかな。

○都市計画課長（柴山正晴君） 当然、地域公共交通協議会、広い分野の方から御意見をいただく場がありますので、そういった御意見を委員の皆様からの御意見も参考にさせていただきながらダイヤ改正と今後の次回の計画の改正には加えていこうというふうには思っています。

○委員長（伊藤 壽君） ほかによろしいですか。

〔挙手する者なし〕

スケジュールについては、これで終了といたしたいと思います。

ほかに何か担当部局のほうにお聞きしておくべきようなことがあったら、意見を出していただければと思います。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、ありがとうございました。

暫時休憩といたします。

休憩 午前10時38分

---

再開 午前10時38分

○委員長（伊藤 壽君） それでは休憩前に引き続き会議を再開したいと思います。

皆様のお手元に、令和5年5月と同年2月に行いました議会報告会とバスの試乗調査、実

際に乗っていただいて乗車客の意見をお聞きしていただきました。それをまとめてあります。資料番号で5ページ、6ページですね。それと資料が2つほど、資料1と2に各アンケート調査の結果等についてというのがございます。それと、資料の2のほうは、地域公共交通網形成計画の中間評価というのです。3つ資料がございます。これらも参考にしながら委員会としての意見をまとめていきたいと思えます。

どのように進めていくか、まず進め方の確認をしていったほうがいいかなというふうに思いますが、いかがですか。

[挙手する者なし]

何も意見がないようですので、じゃあ進め方としまして、本日、我々議会が行いました聞き取りの意見をまとめて、あとこれを議会報告会なり市民の皆さんの意見を聞く場を設けて最終的にまとめて執行部のほうへ提案するというような形で進めていってよろしいですかね。

[挙手する者なし]

じゃあ、本日はこの意見の市民の聞き取りで出していただきました市民の皆さんの意見をまとめていきたいというふうに思えます。

どのようにまとめるかというのもありますし、それぞれ公共交通機関のさつきバスとか、電話で予約バス単体でまとめていくのか、全体としてまとめていくのかというのもありますし、これ全部市民の皆さんの意見を出すというのもあるんです、やはりここの中から絞ってどうしても改善優先度が高いというものから順次提案していくのかなというふうに思うんですが、何か意見ございますでしょうか。

○委員（川上文浩君） 先ほど言ったように、地域公共交通協議会でほぼ決めていくというものがあって、そこが核になっていくんだらうということですので、その開催に合わせるように様々な意見を出しながら、その協議会の経過を見てまたこちらに戻して、そのやり取りを令和9年までやっていかなくちやいけないのかなというふうに思うところはあります。

アンケートの結果も見させてもらって、いろんなものを執行部でも見たんですけども、やはり我々とすると、やっぱり今の市が運営する公共交通については、観光的なものというのをいろんなものを目に入れちゃっているんで、ここは副委員長のおっしゃったように、やはり生活に必要な路線に切り替えていくということが多分重要になってくるだろうという、そのためには、じゃあどうルートを見直して、どのようなダイヤ改正にして、どのようなものにしていくのかというところも踏まえて、みんなで意見を出しながら進めていくというのがいいんじゃないかなというふうには思いますが、今までの意見は今までの意見として、内容的に見ても我々が乗車して聞き取った意見とか、例えば報告会で出た取りまとめの意見とか細かい部分もあるにしても、方向は多分一緒だと思うんですね、市がやったものと。やはり生活者目線に対する路線の見直しは必要だよということになってくるので、そういったところに焦点を絞ればいいんじゃないかなというふうには思えます。

○委員長（伊藤 壽君） 川上委員が言われたように、市のアンケート調査結果を見ましても、我々がやった聞き取り等の意見を見てもほぼ同じような内容となっていて、そこから導

き出せばというふうに思います。

御意見ございませんか。

○委員（高木将延君） まずは意見、あれだけあった量をまとめていただきまして、ありがとうございました。

やはり先ほどから出ているように、市民の皆さんの意見は同じような形になっているのではないかなというふうに思います。なので、こういった形で市民の意見がこうですよという箇条書の出し方というかだと、やはりアンケートの一つの結果だよねというふうに捉えかねないと思うので、議会側として市民の要望というような形、こういうふうにしてほしいというような部分にまとめ直すほうがいいのかなというふうに思います。皆さんから特にいろいろ意見は出ているんですけど、直接議員のほう聞いて、その重みみたいなのは肌で感じていると思うので、そのようなのをちょっと皆さん意見を出していただいて、こことこことこがポイントだというような形で、議会からの市民要望というようなまとめ方をし直したほうがいいのかというふうに思います。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

○委員（川上文浩君） この地域公共交通協議会にしてもそうだし、我々もそうなんですけれども、根拠となるデータ数字、これなしで語れないので、それがいまだにないというのは、これまだ令和9年までしっかり時間があるんで、もう数か月でも半年でもいいからデータが欲しいですね、データが。それはどこで乗降して、どこであれしているというデータがないと、乗車率も含めて、時間帯も含めて、本来そんなのあって当たり前なのにない、空中戦でやっているのという話になるので、データに基づかないのをやっているのは行政だけで、民間はそんなもん全部データ取っていますから。バス事業者で、鉄道事業者で当たり前のようになっていますから、それはあまりにもちょっとお粗末なので、多少予算がかかってもいいから、本当にパスカードができるような仕組みとか、今飲食店でもそんだけやっているじゃないか、そんなもん。できるはずなので、これは強く要望して、基となるその乗降客数とか路線に対するものとか、誰がどこまで乗ったとかいう詳細データがきちっと議会のほうに提示できると、協議会だったらそれなかったら協議しようがないはずだから、それは委員会として強く求めていただきたいというふうに思います。いまだにそれはありません、やっていませんでは、何ともならないでしょうねと私は思います。

○委員（高木将延君） 私もそれは強く思っておりまして、いろんなシステムが今あるので、市民意見のほうからだけだと出てきていない部分があると思うんですけど、やはり私たちもいろいろ先進地視察とか行っている中で、やはりさつきバス、いまだにICカードが使えない、ICカードが使えることによってそのデータが取れるという可能性も出てきますし、また乗り継ぎなんかもワンデーパスでしたっけ、買ったのは、枚数がバスの中になかったというようなことがあるんですけど、やはりそういうのも一つ解決できるかなというふうに思いますし、ここからここまでにさつきバス3回乗り継ぎ、4回乗り継ぐということも、トータルで乗降したところから最終的に降りた停留所で料金なんかもそういう計算なんかもすると

割高感というのもなくなってくると思うので、そういうことは議会からの先進地視察等の結果として、そういうものの導入というのも要望していくという必要があるのかなというふうに思います。

○委員（川上文浩君）　そういうのが進んでくると今の能登の震災でも S u i c a で管理しているわけですね、避難所管理とかを J R と組んでやっていますが、今この時代にゴムで縛った紙の一日券を今日は7枚しかありませんと運転手が売っておるようなことでまともな公共交通をどうするかという議論のデータの素材になるのかということですね。今日は5枚しかありませんとかとやっているような状況の中で。

だから、その辺のところはやはり強く、システムの今この時代、D X の時代で何をやっているのかなみたいな。スマホ1個持っていれば、だって移動管理できるわけですからね。だから、その辺のところをやはりきちっと強く言ってデータを示すような仕組みを早急につくるとするのは、委員長のほうから強く言ってもらいたいというふうに思うので、ぜひ。

それやっていけばいろんなところに今度波及してくるはずなので、例えばKマネーのデジタル化ですね。これだってデジタル化すれば全てKマネーで使えるわけですよ。デジタルで。お釣りは別に要らないわけだから、200円、300円がKマネーで使えるんですよ。紙だから使えないだけの話だと、あんなことやっているんだったら。紙でやるんならもう意味がないと私は思っているんで、我々の所管のところですけども、そういうのを含めてやはり強く言って、その動きがいまだに見えないのが不思議で仕方ないですよ、担当課。どうやって協議会の中でそれを議論していくのかなとよく分からないので今日は聞きませんでした、この課題はすごく大きいと思います。

○委員長（伊藤 壽君）　ほかに意見はございませんか。

○委員（酒井正司君）　それに関連するんですけど、山田議員がKマネーを電子化しようという、あれの答弁を聞いたとき、ええっと思って、前時代的な答弁だった。飛騨市のさるぼぼコインの話も出ました。私もあれ持っているんですけどね、すばらしいですよ。本当に地域活性化にしっかりつながるし、今の話、データなんていうので瞬時に出ますからね。可児市がいかにも遅れているか。

だから、さつきバス、Kバスでデマンドバスが空気を運んでいるんじゃないかなと。隣のあいあいバスのどこでも止まって誰でも乗れるって、何であんなことが可児市でできないんですかと非常に不満があります。

結果、今の話で必要な、そのニーズがつかめていないと思うわけですね。だから、そこがまずスタートだと思うんですよ。それと要望がしっかりとそれが反映される、そこにしっかりと切り込んでいかないと、議会がせっかくこうやって時間かけているんですから、前へ進まないかなと思っています。

○委員長（伊藤 壽君）　ほかによろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、今言われました、要は乗降客等のデータ、路線ごととか時間帯でもありますけ

ど、そのデータを出していただくよう強く要望するということと、基本的には電子化してデータを取りやすくするというような、併せて要望はしますが、それがないと路線ごとの乗降客、それから停留所ごとの乗降客がもし、これ出していただけるということなら、それがなくなかなか次の段階にも行けない場合もありますけど、今後の進め方としてどのように皆さんお考えですかね。

○委員（川上文浩君） ただ、それでやるにしても準備してやって、多分出るのは来年の中ぐらいしか出てこないですね、多分ね。それまで精神論で乗って乗って、乗りまくって調査するかみたいなことをやるか、その間指をくわえておっても仕方ないので、それは必要かもしれないと思います。

ただ、システムをつくって仕組みをつくってすぐできるものかどうか、僕もちよっと分からないので、それこそやはりそのデジタル化をしているところを今探していますが、こういうことをデジタルでやっている市町村へ視察で絶対僕は行くべきだと思いますね。そこはもう絶対に行くべきだと。

○委員（高木将延君） 取りあえず報告会のほうでいいですね、話。

○委員長（伊藤 壽君） ちょっとすみません。

暫時休憩といたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時16分

○委員長（伊藤 壽君） それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次の公共交通機関の在り方と議会報告会の件ですが、議会報告会につきましては、地域としては可児市の西部方面で行うということ。それから内容につきましては、今までの市民の皆さん、乗降客からの意見聴取の意見もありますが、それも参考にしながら皆さんが考えられる公共交通の路線網はどうなるかと。さつきバス、それから東鉄バスとか、Kバス、デマンドバス、いろんなございますが、そうしたものの思いを描いていただくということで議会報告会を開催していきたいと思いますが、時期につきましては、できるだけ私たちの任期中、今期中に開催するという事で詰めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

では、そういうことでよろしくをお願いします。

特に、酒井委員のお力に頼るところが大きいので、よろしくをお願いします。

この件につきましては、以上で終了といたします。

それでは、次期の引継ぎ事項についてを協議していただきたいと思います。

資料でデータとしてお配りしてありますが、建設市民委員会の引継ぎ事項（案）でございます。これについてお願いしたいと思います。

まず、案のほうを確認させていただきたいと思います。

引継ぎ事項につきましては2点ございまして、先ほどの公共交通についてでございます。

これにつきましては、委員会としてさつきバスに委員自ら乗車し、さつきバスの利用者から直接聞き取りをし、2回にわたり議会報告会において「交通手段・公共交通」をテーマにして取り上げた。これらのことにより、さつきバス利用者、市民の方々から聴取した声を委員会において取りまとめた。今後、委員会で取りまとめたバス利用者、市民の声を令和8年度に本計画が終了する可児市地域公共交通網形成計画の見直しに生かすよう取り組むこと。

それから、2つ目として、新たに取り組む課題についてということで、近年異常気象による被害が頻発しているが、この要因の一つが地球温暖化と言われている。このまま温暖化が進行すると生命に関わる甚大な影響が予測される。よって、市民、事業者、行政が一体となって脱炭素社会への取組を進める必要がある。市においては、可児市地球温暖化対策の実行計画を推進するために推進体制を整え、全庁的に取り組むこととしている。したがって、地球温暖化問題を委員会として新たな課題に設定し、議会報告会、市民団体との懇談会などにより、市民の考え方、意見などを聴取しながら課題を絞り込み、その解決に向けて取り組むことということにしております。

2つ目の課題については、公共交通についてをまとめた後にということで考えましたということでございます。

これについて御意見がありましたらお願いします。

先ほど協議していただきましたように、公共交通機関についてまとめて計画の見直しの中に生かしていくというのを第1として取り上げております。

2つ目には、それが終了した後に地球温暖化対策、これらのことによって市民の皆さんの意見を聞きながら、この課題を絞り込んでいきたいというふうに考えました。これらを引き継ぎ事項としたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員（酒井正司君） 市が地球温暖化対策実行計画云々と書いてあるけど、ゼロカーボンシティ宣言をしていますので、その部分をここはやっぱり入れておかないと市の取組が何だということではやめますので、それは文言の問題ですけど、ちょっとお願いします。

○委員（高木将延君） その件ですが、市のほうはゼロカーボンシティ推進計画を出して、今それに基づいて動いているということでやっていますので、議会としてはそれに対して進捗状況とかを確実に送っていく必要はあるのかなというふうに思います。

杉山先生を呼んで議員研修会をやったときにも話をいただいたんですが、本当にここ数年で急激に温度が上がってしまっていて、環境問題というよりは市民の生活に関わってくるような状況でございます。

農家の人も、今まで作付した作物が育たないとか、子供たちも今プールの時期が始まっていますけど、私たちが子供の頃は雨が降って気温が低いからプール中止というのがあったんですけど、今は気温が高過ぎてプール中止というのもありますし、通学も子供たちが日傘を差していかなきゃいけないような状況なので、通学時間を変更するですとか、日傘によってやはり事故の懸念があるとかというのがありますので、本当に抜本的に考えていかなきゃいけない問題だとは思っています。

世界で取り組むことだということではなくて、国のほうも地域の特性に合わせた対策をと  
いうことで指針が出ていますので、それを受けてのゼロカーボンシティ推進計画なんですが、  
果たしてそのままでいいのかというのは、やはり議会のほうでしっかり見ていく必要がある  
のかなというふうに思います。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

ほかに御意見ありましたら。

ないですか。

〔挙手する者なし〕

先ほどの酒井委員が言われたことを若干文言訂正しながら、またグループウェア等で皆さ  
んに提示していきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

では、基本的にはこれでいきますので、よろしくをお願いします。ありがとうございました。

それでは、次は続きまして、協議事項の3. 運動公園の視察が午後1時から予定しており  
ます。13時に正面玄関へ集まっていただきたいと思います。ヘルメット着用でお願いしたい  
と思います。

あと、前回の案内では長靴とありましたが、今日天気がいいので、歩きやすい靴でお願い  
したいと思います。ということで、午後現地視察をお願いしたいと思います。できればバス  
に乗って行っていただきたいなというふうに思います。バスの予約がしてありまして、お願  
いします。

以上で本日の予定案件は全て終了いたしました。

ほかに何かございましたらお願いいたします。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、以上で本日の予定の案件は全て終了しました。

それでは、これで建設市民委員会を閉会といたします。ありがとうございました。お疲れ  
さまでした。

閉会 午前11時25分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年6月20日

可児市建設市民委員会委員長